小美玉市感震ブレーカー設置促進事業Q＆A

●感震ブレーカーの概要

Q 感震ブレーカーは、どのくらいの揺れで作動しますか？
A メーカーにより異なりますが、概ね震度5強以上で作動します。

Q 感震ブレーカーには、どんな種類がありますか？
A①分電盤に内蔵されているタイプ。②分電盤に後付けするタイプ。③コンセントに差し込むタイプ。④おもりなどを使用する簡易タイプなどの種類があります。

Q 補助対象は全てのタイプでしょうか？
A はい。全てのタイプが補助の対象となります。

Q 建物全ての電気を遮断するのですか？
A 基本的には、全ての電気を遮断しますが、コンセントタイプの一部では、差し込んだコンセントのみ遮断するタイプもあります。

Q 補助率はどのくらいでしょうか？上限額はあるのでしょうか？
A 補助率は購入・設置費用の3分の2で、千円未満は切り捨てます。上限額は5万円です。

●補助対象者について

Q 補助対象要件を教えてください。
A 補助対象要件は以下のとおりです。
①次のいずれかに該当する者であること。
（ア）個人で市内に住宅を所有し、当該住宅に居住又は居住を予定している住宅に感震ブレーカーを設置しようとするもの。
（イ） 個人で市内に自らが居住するための住宅を当該年度内に新築する者であって、当該住宅に感震ブレーカーを設置しようとするもの
②店舗・倉庫でない居住用の建物であること（店舗併用住宅など、住宅部分がある場合は除く）。
③賃貸物件でない建物であること。
④市税の滞納がない者。
⑤同一世帯に属する全員が小美玉市暴力団排除条例（平成23年小美玉市条例第26号）第２条第３項に規定する暴力団員等でないこと。
⑥法人でないこと。

Q 世帯住宅にそれぞれ分電盤があるが、2つとも申請できますか？
A 住民票上で世帯分離されている場合は、それぞれが対象となります。

Q 同じ敷地内に住宅が2棟建っており、同一名義の場合は？
A 同一名義人様で2棟とも申請できますが、合算費用の3分2を補助し、限度額が5万円です。

●申請について
Q 申請は、いつ行えばよいですか？
A 感震ブレーカーを購入・設置する前に市役所防災管理課に申請してください。
申請は、令和8年●月●日（）から令和9年2月26日（金）までの間受け付けます。
ただし、先着順に受け付け、予算額に達し次第、終了します。

Q 申請書はどこでもらえますか？
A 市役所防災管理課、小川支所総合窓口課、玉里支所総合窓口課にあります。また、市ホームページからもダウンロードできます。

Q 申請書の受付場所はどこですか？
A 持参または、郵送で防災管理課あて提出してください。持参の場合は、小川支所総合窓口課、玉里支所総合窓口課でも受け付けますが、書類の審査は防災管理課で行います。

Q 申請書は郵送してもいいですか？
A 郵送でも受け付けます。ただし、書類に不備があった場合は、防災管理課から連絡があります。

Q 申請書の代理申請は可能ですか？
A 可能です。ただし、申請者の委任状が必要となります。

Q 申請の締め切りはありますか？
A 申請の締め切りは令和9年2月26日（金）までとなります。申請は先着順に受け付け、予算額を超えた時点で終了となります。

Q 予算額を超えて申請の受け付けを締め切るとき、そのお知らせはありますか？
A 市ホームページに掲載します。

Q補助金の振込先は、申請者と異なる名義人の口座でもいいですか？
A可能です。ただし、申請者からの委任状が必要となります。

Q 新築の場合は、いつから申請できますか？
A 分電盤の設置工事が始まる前に申請してください。

●申請後の工事について

Q 工事・購入をやめたいのですが？
A 施工業者（購入業者）に連絡して、キャンセルできるか相談してください。その後速やかに防災管理課まで連絡してください。

Q 工事・購入内容を変更したいのですが？
A 施工業者（購入業者）に連絡して、変更後の見積書をもらってください。その後、速やかに防災管理課まで連絡してください。市から変更承認通知書を発送しますので、受領してから、施工・購入を行ってください。

●設置後について
Q 工事完了後に提出する書類を郵送してもいいですか？
A 実績報告書の提出についても、郵送で受け付けます。

Q 工事完了後に提出する書類の締め切りは、いつですか？
A 令和9年3月19日（金）までに防災管理課あて提出してください。

Q 耐用年数はどれくらいですか？
A 感震ブレーカーを含む、一般的なブレーカーに使用されている電気部品の推奨交換時期は、10 年～15年程度のため、その時期を超えたら、業者へ点検について相談してください。